

ふじみ野市水道事業危機管理マニュアル

都市政策部上下水道課

第1章 総論

1-1 目的

この危機管理マニュアルは、地震等の災害や重大な事故が発生した場合に水道利用者の生命・生活のための水を確保し、きめ細かな応急給水を行い、水道の速やかな復旧を行うことを目的とする。

1-2 性格

このマニュアルは、ふじみ野市水道事業の危機管理において、災害や重大事故の発生時における上下水道課各組織の役割等を明らかにしたものである。

なお、地震等の大規模な災害発生時にはふじみ野市地域防災計画に基づき行うものとする。

1-3 想定される危機

(1) 自然災害

- ア 地震
- イ 風水害
- ウ 渇水
- エ 水質事故
- オ クリプトスポリジウム等原虫類の混入
- カ 導・配水管路事故
- キ 停電

(2) 人為的災害

- ア 水質汚染事故
- イ 施設事故
- ウ テロ行為
- エ 停電
- オ その他、人為的事故

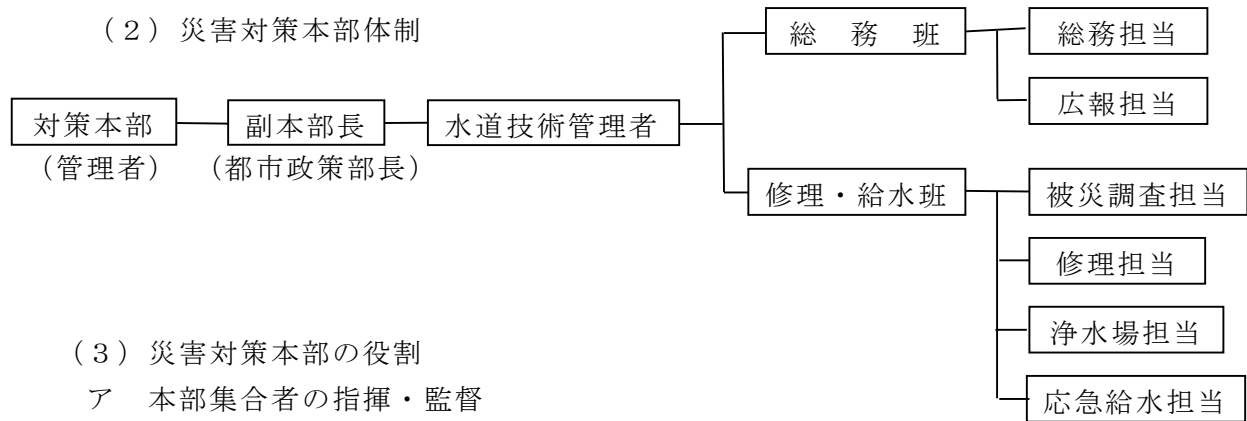
第2章 災害時の体制

2-1 水道施設災害の発生が予想され、又は発生した場合には必要に応じ水道事業管理者（市長）が災害対策本部を設置する。

（1）災害対策本部の設置場所

ふじみ野市都市政策部上下水道課事務室

（2）災害対策本部体制



（3）災害対策本部の役割

ア 本部集合者の指揮・監督

- ・ 集合人員の把握
- ・ 被害状況調査指示
- ・ 復旧体制準備作業指示

イ 被害状況調査表の収集分析

ウ 浄水場の被害状況の把握

エ 関係機関との連絡、情報収集

オ 配水停止及び開始の決定

カ 災害復旧の指揮監督

（4）配備体制

第1 配備体制 (警戒体制)	各班の要員を充て情報、連絡活動を円滑に行う体制
第2 配備体制 (出動体制)	課内の要員を充て、事態の推移に伴い速やかに第3 配備体制に切替えることができる体制
第3 配備体制 (非常体制)	課内の全員を充て状況により直ちに活動を開始することができる体制

（5）災害対策本部の閉鎖

予想された災害の危険が解消したとき又は災害発生における応急処置がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。

第3章 災害復旧対策の各担当業務

3-1 担当配分

総務班

(1) 総務担当

- ア 各担当の調整
- イ 関係機関との連絡調整
- ウ 報道機関の対応
- エ 庶務及び職員の労務管理
- オ 応援者、来訪者の対応
- カ 復旧資機材及び工具の在庫管理、調達
- キ 応急給水資材の調達
- ク 応急・救急物資等の調達（救急用品・医薬品・食料品・飲料水）
- ケ 駐車場・燃料の調達
- コ 車両の調達・管理
- サ 災害復旧及び上記内容等の記録

(2) 広報担当

- ア 問い合わせ及び苦情受付対応
- イ 大規模地震時の広報活動
- ウ 給水停止時の広報活動
- エ 復旧活動時の広報活動
- オ 被災時の広報活動

修理・給水班

(1) 被災調査担当

- ア 被害状況の調査及び把握
- イ 復旧計画の作成及び復旧人員の試算
- ウ 復旧状況の把握
- エ 復旧対策の指導
- オ 被災・復旧の記録

(2) 修理担当

- ア 配水管の復旧
- イ 給水管の復旧
- ウ 復旧機材の準備

(3) 浄水場担当

- ア 浄水施設の復旧
- イ 受水・配水調整
- ウ 水質管理（原水の水質管理・水質検査）
- エ 導・配水管の復旧

オ 配水調整

(4) 応急給水担当

ア 重要施設（病院・避難所・公共施設）対策

イ 応急給水（拠点給水・仮設給水の統括）

第4章 情報収集・連絡・広報計画

4-1 情報収集

災害時には、内部情報のほか、外部情報も速やかに収集把握し、分析、照合を行い、適正情報を効率的に県組織と相互連絡する。その項目は次のとおりである。

- (1) 被災状況
- (2) 施設復旧の計画及び実施状況
- (3) 応急給水の計画及び実施状況
- (4) 国、県、構成団体、報道機関及び住民からの情報

4-2 連絡手段及び活用

災害時には有線通信、交通機関等の途絶が予想されるので、緊急連絡用には無線通信が望ましいが、停電時にも、その機能が発揮できるように自家発電機又はバッテリーを常備しておく。主な連絡手段は次のとおりである。

- (1) 一般加入電話
- (2) 携帯電話
- (3) 業務用無線
- (4) 伝令
- (5) その他 報道機関、自衛隊、消防署、警察署等の緊急無線のほか、非常・緊急電送及び配達などを活用

4-3 情報伝達体制の整備

(1) 内部連絡体制

災害対策本部の各班又は各班相互の連絡体制は、すべて連絡窓口を通して行うことを原則とする。連絡する内容は、特に災害対策本部指令、施設の被害情報、緊急（重要、有力）情報に留意し、必要事項を簡潔明瞭に連絡する。

(2) 外部との連絡体制

電子メール、FAX等

(3) 住民からの連絡体制

住民からの情報、苦情に対して、正確で迅速な対応を行うためにその受付体制を整備する。

ア 住民からの問い合わせ

応対者の事前教育を実施し、マニュアルを整備し、的確な回答に努める。

イ 漏水情報

図面にプロットし、状況把握と記録を行う。

ウ 修繕依頼

指定給水工事業者との情報交換を行い、重複を避ける。

4-4 広報体制の整備

二次災害の防止、住民の不安解消、復旧作業の推進のために広報体制を整備する。

(1) 平常時の活動

ア 広報責任者は上下水道課経営管理担当主幹とする。

イ 広報関連業務をフロー化しておき、漏れのない広報体制を整備する。

ウ 避難所給水拠点の位置等についてPRを行う。

(2) 被災直後の活動

テレビ、ラジオ、防災無線などで、次の項目について、積極的に知らせ、市民の理解と協力を得る。

ア 断水情報

イ 地区ごとの応急給水情報

ウ 復旧見通し

エ 水の保管上の注意点や衛生確保処理（くみ置きの長い水は煮沸して飲むことなど）

(3) 復旧作業中の活動

チラシ、戸別訪問、広報車などで復旧工事への協力要請などを行い、復旧が完了したら、その旨伝達する。

(4) 受水槽使用者について

水槽の点検、水質検査を行ってから給水を開始するよう広報する。

(5) 宅内漏水に備えて

ア 水道メーターボックス内の止水栓の操作方法について広報する。

イ 下水道被害時には水洗トイレの制限等について広報する。

(6) 避難所への広報

地震等の大規模災害の場合は避難所（地域防災計画に準ずる。）への広報を行う。

(7) 広報手段

ア 広報車

イ 市内各所の防災無線

ウ 掲示板、広報紙、ちらし

エ パソコン（市ホームページ）等

(8) マスコミへの対応

頻度と時刻を定めて定期的に情報提供することとし、全面的な協力を求める。

第5章 出動基準

5-1 地震が発生した場合

(1) 開庁時の場合

通常勤務体制から警戒体制及び出動体制へ移行する。

(2) 閉庁時の場合（時間外及び土・日・祝日）

震度5弱 都市政策部長、水道技術管理者及び上下水道課長が出動し、被害調査及び重要施設の点検を行い、状況によっては出動連絡表で緊急招集する。

震度5強 全職員が出動する。

5-2 自然災害・人為的災害が予想される場合

(1) 開庁時の場合

都市政策部長は水道事業管理者との協議により、通常勤務体制から待機体制とする。

(2) 閉庁時の場合（時間外及び土・日・祝日）

都市政策部長は、水道技術管理者と協議の上、出動体制をとる。

5-3 自然災害・人為的災害が発生した場合

(1) 開庁時の場合

通常勤務体制から警戒体制（第1配備体制）及び出動体制へ移行する。

(2) 閉庁時の場合（時間外及び土・日・祝日）

水道技術管理者、水道施設係長（担当者を含む。）は災害発生時又は浄水場勤務者等から連絡を受けた場合は、出動し、状況によっては都市政策部長の指示を受けて出動連絡表で緊急招集する。

5-4 出動基準表

	出 動 基 準		備 考
管路事故	第1配備体制	給・配水管事故（φ100以下）	
	第2配備体制	配水管幹線事故（φ150～300）	
	第3配備体制	配水管幹線事故（φ350以上）	
風水害	第1配備体制	市災害対策本部設置	
	第2配備体制	停電	
	第3配備体制	取水、配水施設損壊	
渇 水	第1配備体制	県企業局対策本部設置	
	第2配備体制	受水水量制限	
	第3配備体制	給水制限	
水質事故	第1配備体制	水源地異常通報	
	第2配備体制	取水停止	
	第3配備体制	配水水質の異常	
浄水場内 施設事故	第1配備体制	3時間未満復旧	
	第2配備体制	6時間未満復旧	
	第3配備体制	12時間未満復旧	

第6章 水道復旧

6-1 復旧計画

被害を受けた水道基幹施設及び管路は、早急に復旧作業を実施し、給水機能の早期回復を図る必要がある。そのためには水道施設の被害状況だけでなく、電力、通信、道路等の公共施設、その他全般的な被災状況を迅速かつ的確に把握し、復旧方法を判断する基礎資料とすることが重要である。

復旧計画は、収集した被災状況の情報を基に総合的な判断により、段階的に断水区域を解消しながら、施設及び管路の早期回復を図り、通常の給水を目指すものとする。

6-2 復旧計画目標

復旧に要する期間は被災状況にもよるが仮復旧に最長7日間、本復旧は4週間以内に完了するものとする。

6-3 施設の復旧

- (1) 水源施設の復旧を最優先とし、次に配水施設の復旧を行うものとする。
- (2) 浄水施設復旧は、機能を最小限でも確保し、配水機能の早期回復を図る。

6-4 配水管路、給水管復旧

- (1) 配水管路の復旧は、浄水場及び受水施設を起点として幹線から行う。
- (2) 配水幹線の破損による広範囲の断水が予想されるため、枝管のバックアップ機能による給水水源の確保を行う。
- (3) 重要施設（病院・避難所・公共施設）は優先して復旧を行う。
- (4) 配水管網で拠点給水可能な箇所を選定し、応急給水担当と連絡調整を図り、仮設給水を行う。

6-5 復旧工事

- (1) 水道施設の復旧工事は、復旧計画に基づき実施するものとする。
- (2) 緊急に修理を必要とするもののうち、直営で修理できるものは直営修理とする。
- (3) 業者施工による復旧工事には原則監督職員1名を配置する。
- (4) 処理内容、復旧活動経過を写真により記録する。

第7章 水質異常事態の措置

7-1 水質異常事態の早期発見

地下水取水施設に損傷や異常があった場合又は外部から通報があった場合は、職員が到着するまでの間に浄水場において原水を採水しておく。また、原水や浄水汚染について早期発見の監視体制を強化する。

7-2 異常事態における措置

次の事項に該当する場合は、都市政策部長は水道技術管理者の判断により取水停止、給水停止の措置をとる。

(1) 取水停止の基準

取水・導水・浄水の過程にある水が次の状態にあるときは、取水停止又は給水停止の措置をとる。

ア 塩素滅菌により除去が困難な病原生物若しくは有害物質により汚染されているか又はそのおそれがあるとき。

イ フェノール類等の水の臭気・味などを著しく悪化させる物質が混入したとき。

ウ 消毒設備の故障等により消毒が不可能なとき。

エ 色及び濁りに著しい変化が生じたとき。

オ 臭気及び味に著しい変化が生じたとき。

(2) 給水停止の基準

送水・配水・給水過程にある水が次の状態にある場合は、給水を停止し、排水を行う。

ア 病原生物若しくは有害物質に汚染され、又はそのおそれがあるとき。

イ 不明の原因によって、色及び濁りに著しい変化が生じたとき。

ウ 臭気及び味に著しい変化が生じたとき。

エ 配水池、配水幹線が破損し、二次災害のおそれがあるとき。

(3) 災害対策本部の設置

地下水源の取水停止又は給水停止が長時間になると予想されるときは、必要に応じて水道事業管理者は災害対策本部を設置する。

(参考) 水道法

第23条 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った者は、直ちにその旨を当該水道事業管理者に通報しなければならない。

第 8 章 受水停止時における措置

埼玉県企業局からの受水が停止したときは、給水を迅速かつ円滑に行うために次のとおり計画する。

(1) 埼玉県企業局と情報を速やかに収集把握の上、分析、照合を行い、適正情報を相互に連絡する。

ア 連絡体制

埼玉県企業局水道部水道管理課 048-830-7077

埼玉県企業局大久保浄水場 048-852-8841

イ 浄水場の対策

配水池貯水量及び地下水源揚水量から給水停止までの想定を行う

ウ 応急給水

発生より 24 時間以上の受水が停止のときは、関係機関と協議の上、対応する。

第9章 防災訓練計画

防災訓練は職員及び関係者に必要な訓練を実施して、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うために次のとおり計画する。

9-1 防災訓練の実施時期及び場所の選定

- (1) 防災体制の万全を期するため、総合訓練を実施する。
- (2) 訓練の実施は、訓練の効果等を勘案して実施時期を選定する。
- (3) 訓練は、浄水場、庁舎及び耐震性貯水槽設置箇所で行う。

9-2 防災訓練の実施方法

- (1) 応急給水訓練
 - ア 給水タンクの搬出運搬訓練
 - イ 浄水場の貯留水の給水車及び給水タンクの注水訓練の実施
 - ウ 給水車用給水器具の給水タンクへの接続訓練の実施
 - エ 浄水場の貯留水及び給水タンクの水質検査訓練の実施
- (2) 応急復旧訓練
 - ア 被害状況の調査及び報告訓練の実施
 - イ 被害想定に基づく復旧計画の作成訓練の実施
- (3) 情報伝達訓練
 - ア 災害対策本部の設営訓練の実施
 - イ 携帯電話による通信訓練の実施
- (4) 災害用資材・機器の搬出及び取扱い等訓練
 - ア 備蓄資材等の搬出訓練の実施
 - イ 水中ポンプ、可搬式発電機の運搬訓練の実施
 - ウ 各種報告書の記録作成
 - エ 浄水場の運転訓練の実施
 - オ 水圧測定器及び残留塩素測定器の使用訓練の実施
- (5) 防災訓練の実施に当たっては、関係者と十分調整し行う。

第 10 章 応援協定及び相互連絡体制

10-1 応援協定

災害時における不足水量については、埼玉県企業局及び隣接事業体へ給水依頼を行う。また、隣接事業体から不足の上水道供給依頼があった場合は、本水道事業の状況を考慮の上、水道事業管理者が供給の可否を決定する。なお、既に富士見市水道事業管理者と水道相互応援給水に関する協定を締結済みであるが、他の隣接水道事業体とさらに協議を進めるものとする。

10-2 隣接事業体との応急給水

富士見市水道事業管理者とは水道相互応援給水に関する協定書に基づき実施する。

なお、他の隣接事業体との応急給水が必要な場合は、相互連絡を密にし、仮設配管等により応急給水を行う。

第 1 1 章 他の自治体などとの協力体制

災害時には、応急対策・復旧対策ともに、市職員のみでは対応しきれない面があり、他の自治体や他機関との連携が必要であることから情報の提供、意見の交換を行い、ふじみ野市地域防災計画により水道施設復旧における相互連携を行うものとする。

応急給水計画

埼玉県企業局大久保浄水場からの県水が24時間以上停止する見込みの場合及び12時間以上の給水停止が見込まれる場合に下記の場所で応急給水を実施するものとする。

記

番号	応急給水場所等	給水対象タンク等	備 考
1	大井小学校	車載用給水タンク 1 m ³	
2	福岡小学校	〃	
3	駒西小学校	〃	
4	上野台小学校	〃	
5	鶴ヶ丘小学校	耐震性貯水槽 60 m ³	
6	西小学校	耐震性貯水槽 100 m ³	
7	東原小学校	車載用給水タンク 1 m ³	
8	西原小学校	車載用給水タンク 0.5 m ³	
9	亀久保小学校	車載用給水タンク 1 m ³	
10	三角小学校	車載用給水タンク 0.5 m ³	
11	さぎの森小学校	〃	
12	東台小学校	車載用給水タンク 0.5 m ³	
13	大井中学校	車載用給水タンク 1 m ³	
14	福岡中学校	〃	
15	葦原中学校	〃	
16	花ノ木中学校	〃	
17	大井西中学校	車載用給水タンク 0.5 m ³	
18	大井東中学校	車載用給水タンク 1 m ³	
19	第2運動公園	車載用給水タンク 0.5 m ³	
20	上福岡西公民館	車載用給水タンク 1 m ³	
21	総合体育館	車載用給水タンク 0.5 m ³	
22	県立ふじみ野高校	〃	
23	福岡中央公園	耐震性貯水槽 50 m ³	
24	大原公園	耐震性貯水槽 100 m ³	
25	杉並クロバー公園	耐震性貯水槽 60 m ³	
26	ふじみ野市役所	車載用給水タンク 1 m ³	
27	大井総合支所	〃	
28	大井浄水場	配水池等（有効 13,100 m ³ ）	
29	福岡浄水場	配水池等（有効 15,800 m ³ ）	給水車 2 m ³ 待機

（令和7年4月1日現在）

* 車載用給水タンクについては、大井浄水場に保管

出動連絡表

閉庁時（時間外及び土・日・祝日）に災害等が発生した場合は下記により緊急招集する。
記

1 第1配備体制

対象者職名	氏 名	連 絡 先	備 考
都市政策部長			
上下水道課長			
上下水道課主幹			
上下水道課職員			
上下水道課職員			
上下水道課職員			
上下水道課職員			
上下水道課職員			

2 第2配備体制（第1配備対象者含む。）

対象者職名	氏 名	連 絡 先	備 考
上下水道課職員			
上下水道課職員			
上下水道課職員			
上下水道課職員			

3 第3配備体制（第2配備対象者含む。）

対象者職名	氏 名	連 絡 先	備 考
上下水道課職員			
上下水道課職員			

※職員個人の連絡先は、別に管理してあります。

ふじみ野市水道事業緊急連絡先

	関係機関名	電話番号	F A X 番号等	備 考
市	ふじみ野市水道事業 ふじみ野市長	049-261-2611	049-269-1272	
	ふじみ野市都市政策部上下水道課 水道技術管理者	049-220-2076	049-261-0479	都市政策部長
	大井浄水場	049-261-4311	049-261-2646	
	福岡浄水場	049-263-4315	049-263-4391	
	危機管理監	049-261-2611	内線 305	ふじみ野市副市長
	災害対策本部	049-262-9017	内線 333	危機管理防災課
	道路課	049-220-2074	049-261-0797	
国・県	国土交通省関東地方整備局 地域河川課	048-600-1903	048-600-1918	
	埼玉県保健医療部生活衛生課	048-830-3615	048-824-2194	
	埼玉県企業局水道部水道管理課	048-830-7077	048-834-5071	
	埼玉県大久保浄水場	048-852-8841	048-856-1684	
	埼玉県川越県土整備事務所	049-243-2020	049-243-2025	
近隣事業体	富士見市水道課	049-251-2711	049-254-3340	
	三芳町上下水道課	049-274-1014	049-274-1053	
	さいたま市水道局	048-832-1111	048-832-5929	
	川越市上下水道局	049-223-3061	049-223-3078	
	所沢市上下水道局	04-2921-1084	04-2921-1094	
日水協他	(公社)日本水道協会	03-3264-2281	03-3262-2244	
	上福岡総合病院	049-266-0111		
関係団体	東入間警察署	049-269-0110		
	入間東部地区事務組合消防本部	049-261-6000		
	ふじみ野管工事業協同組合	049-262-7985	049-262-8109	
	(株)両毛ビジネスサポート	0276-70-6600	0277-70-6605	
	東京電力パワーグリッド(株)	0120-995-007		
	(株)アクティオ埼玉支店川越営業所	049-226-0507	049-226-4009	
	日本環境クリーン(株)	048-650-2361	048-650-2363	電気主任技術者
	一般社団法人埼玉県環境検査 研究協会	048-649-1151	048-649-5543	水質分析
	(株)明電エンジニアリング 北関東支店	048-859-7032	048-859-7087	
	荏原商事(株)関東支社	048-650-0712	048-650-0715	

ふじみ野市水道事業緊急連絡先系統図

